

標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年 国土交通省告示第百十号

目次

第一章 総則(第一条 第二条)
第二章 運送業務等
第一節 通則(第三条 第五条)
第二節 運送の申込み及び引受け(第六条 第十七条)
第三節 積付け(第十八条)
第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九条 第二十六条)
第五節 指図(第二十七条 第二十八条)
第六節 事故(第二十九条 第三十条)
第七節 運賃、料金等(第三十一条 第三十八条)
第八節 責任(第三十九条 第五十二条)
第九節 連絡運輸(第五十三条 第六十条)
第三章 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)

第一章 総則

第一節 通則

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
第三条 積付け(第十八条)
第四条 貨物の受取及び引渡し(第十九条 第二十六条)
第五条 指図(第二十七条 第二十八条)
第六条 事故(第二十九条 第三十条)
第七条 運賃、料金等(第三十一条 第三十八条)
第八条 責任(第三十九条 第五十二条)
第九条 連絡運輸(第五十三条 第六十条)

第二章 運送業務等

第一節 通則

第一条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
第二条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
第三条 積付け(第十八条)
第四条 貨物の受取及び引渡し(第十九条 第二十六条)
第五条 指図(第二十七条 第二十八条)
第六条 事故(第二十九条 第三十条)
第七条 運賃、料金等(第三十一条 第三十八条)
第八条 責任(第三十九条 第五十二条)
第九条 連絡運輸(第五十三条 第六十条)

第三章 積込み又は取卸し等

第六十一条 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)
第六十二条 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)
第六十三条 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)
第六十四条 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)

(利用運送及び利用運送手数料)

第七十条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。
第七十一条 当店は、前項の運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を受けます。
第七十二条 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を取ります。
第七十三条 第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取られません。

第三節 積付け

第十八条 積付け
(積付け)
第十九条 積付け
(積付け)

第四節 貨物の受取及び引渡し

第十九条 貨物の受取及び引渡し
(受取及び引渡し)
第二十条 貨物の受取及び引渡し
(受取及び引渡し)

第五節 指図

第二十一条 指図
(指図)
第二十二条 指図
(指図)

第六節 事故

第二十三条 事故
(事故)
第二十四条 事故
(事故)

第七節 運賃、料金等

第二十五条 運賃、料金等
(運賃、料金等)
第二十六条 運賃、料金等
(運賃、料金等)

第八節 責任

第二十七条 責任
(責任)
第二十八条 責任
(責任)

第九節 連絡運輸

第二十九条 連絡運輸
(連絡運輸)
第三十条 連絡運輸
(連絡運輸)

第十節 積込み又は取卸し等

第三十一条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)
第三十二条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)

(中止手数料)

第三十三条 中止手数料
(中止手数料)
第三十四条 中止手数料
(中止手数料)

第三節 積込み又は取卸し等

第六十一条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)
第六十二条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)

第四節 責任

第六十三条 責任
(責任)
第六十四条 責任
(責任)

第五節 連絡運輸

第六十五条 連絡運輸
(連絡運輸)
第六十六条 連絡運輸
(連絡運輸)

第六節 積込み又は取卸し等

第六十七条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)
第六十八条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)

第七節 運賃、料金等

第六十九条 運賃、料金等
(運賃、料金等)
第七十条 運賃、料金等
(運賃、料金等)

第八節 責任

第七十一条 責任
(責任)
第七十二条 責任
(責任)

第九節 連絡運輸

第七十三条 連絡運輸
(連絡運輸)
第七十四条 連絡運輸
(連絡運輸)

第十節 積込み又は取卸し等

第七十五条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)
第七十六条 積込み又は取卸し等
(積込み又は取卸し等)